

令和8年度 京都市立桃山南小学校

「学校いじめの防止等基本方針」

1. 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

上記のことから、本方針は、児童の尊厳を保持することを目的に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改訂）に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめの防止対策は、全ての児童が安心して日々の生活を送り、さまざまな活動に自信をもって取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われることが無いようにすることを旨として行う。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

そして、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他関係者の連携の下、いじめ問題の克服を旨とし、実践することを基本理念とする。

2. いじめ対策委員会（構成、役割、開催時期、児童生徒・保護者への周知方法等）

(1) ≪構成≫

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導委員
養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー

(2) ≪役割≫

行動計画及びその内容を確認し、再検討する。
未然防止対策と早期発見対策の有効性を検討する。
現状把握のための情報交換をする。
いじめに関わる情報への対応協議及び解決への支援を行う。
重大事態に対する判断とその対応を行う。
関係機関及び専門機関等への連絡・調整を行う。

(3) ≪開催時期≫

定例委員会を第3金曜日の放課後（16：00～）に行う。（学校行事上、日程の前後は有り。）
ただし、緊急時はこの限りではない。

(4) ≪児童生徒・保護者への周知方法≫

児童に対しては、始業式で「いじめ対策委員会」について紹介し、いじめに関して、いつでも相談できる窓口があることを周知させる。

また保護者に対しては、保護者懇談などの機会を活用し、いじめ防止対策について話し合

ったり、学校だよりやHP等を活用し、いじめ防止対策について理解や協力を依頼したりする。さらに、道徳や人権学習を参観できる機会を計画的に設ける。

3. 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア. 学習環境の整備

毎月の児童会目標を全教室、校内に掲示し、規範意識の向上を促し、落ち着いた校風を醸成する。地域の協力を得て、校内、通学路に花を植え、花いっぱい的心落ち着ける地域と学校づくりを進める。

イ. 授業改善

人権教育を土台とした学級経営を実践し、望ましい学習集団を作る。
主体的・対話的で、誰もが「できる」や「わかる」を実感できる授業を実践する。
全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

ウ. 道徳教育、人権教育の充実

教育活動全般を通じた道徳教育の実践を図る。
道徳の授業を公開することで、命の尊厳や思いやりの心について保護者と共に考える。
道徳的価値の実践化に向けた研究を推進する。
人権参観と懇談会を行い、地域や保護者とともに道徳教育と人権教育を進める。

エ. 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

集団の一員としての自覚を高め、自己有用感や自尊感情を高める取組を推進する。
学級の活動について考えたり、話し合ったりする機会を計画的に設ける。
宿泊を伴う学習や校外での活動を通して、連帯感や責任感の高揚を図る。
学校行事を通して、学級や学年のよりよい人間関係を構築する。
さまざまな立場の人と交流し、それぞれの考えや思いを理解する。

オ. 児童生徒同士の絆づくり

縦割り活動を計画的に実施することで、新たな関係性を深めるようにする。
憲法月間・人権月間での具体的行動を考えたり、話し合ったりして、実践力を高めるようにする。
(人権標語・人権作文・人権集会など)

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア. 日常の児童生徒に関する情報共有

学級担任は、「日常の児童観察」「教科担任等との情報交換」「学級日誌」等から児童の些細な言動並びに学級の雰囲気の変化を敏感に察知できるようにする。

教職員は、些細な事柄であっても、いじめにつながると感じたことを情報として管理職や生徒指導主任に連絡し相談する。

いじめ対策委員会で共有された情報は学年の委員を通して全体で共有し、重大事態については緊急委員会を開き、全教職員で情報を共有する。

イ. 児童生徒に対する定期的な調査

いじめ記名式アンケートを6月・11月に、無記名式アンケートを1月に実施する。

3年生以上は、クラスマネジメントシートを5・12月に実施する。

年間2回の児童用の学校評価アンケートにも、いじめの項目を入れて実施する。

ウ. 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

いじめに関するアンケートやクラスマネジメントシートの集計後に、教育相談日を設けて、積極的に相談活動を実施する。

また、担任はアンケートの集計結果を十分に把握した上で、日頃の児童や学級の観察を丁寧に行い、適切に対応する。アンケートやクラスマネジメントシートの結果については全校で共有し、組織的な今後の取組に活かすようにする。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア. 基本的な考え方

いじめ対策委員会で情報の共有と対策を検討する中で、いじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの有無の確認・被害児童の保護と支援・加害児童への指導・周りの児童の状況把握・関係機関への連絡及び対応に努める。また、いじめの解消・改善・再発防止に向けた取組を推進する。

イ. いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員，児童生徒，保護者，地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け，点検・評価を行い，必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒，保護者，地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取り組み（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

予防

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員，児童生徒，保護者，地域，その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し，事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず，いじめ対策委員会で情報共有を行い，聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し，「いじめ」の認知は，表面的・形式的に行わず，組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と，いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は，時系列で事実経過を確認・整理して，記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下，学校としての対応方針を決定する。
[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校，休み時間，清掃時間等，隙間の時間をつくらず，被害児童・生徒を見守るとともに，必要に応じてSC，パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し，二度と繰り返さないよう，自らの非を深く自覚させ，再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し，いじめを他人事ではなく，自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ，つながりのある教職員を中心に，関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い，事実関係と今後の指導方針を説明し，必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し，関係児童生徒，保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察，児童相談所等と連携して対応。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等，いじめ事案の内容により，直ちに教育委員会へ報告し，連携して対応する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し，解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ. インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

「外部から見えにくく、匿名性が高いため、児童が行動に移しやすい」点と「いじめに係る画像や動画等が拡散すると、消去するのが困難である」点を担任が理解した上で早期に対応し、京都府警察と連携して取り組んでいる非行防止教室における指導の活用や、情報モラルの育成等に関する授業を実施することで事前防止に努める。

また、学校と保護者が連携して取り組んでいく必要性について機会を設けて伝える。

エ. 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

を面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア. 内容

「クラスマネジメントシートの活用に関する校内研修」

「自尊感情を高める取組に関する校内研修」

イ. 実施時期

夏期休業中を含む年間複数回

4. 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

ホームページ・学校だより・学年だより等での発信をはじめ、学校運営協議会やPTA本部役員会、地域生徒指導連合会との連携を強化し、いじめ事案の根絶に向けて地域ぐるみの取組を進める。

また、事案の内容によっては、伏見警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。

5. 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態は法において

① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態と捉え、対応する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

いじめ防止対策推進法を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、指導及び支援を得たり、調査主体等の協議を行ったりする。

自校が調査主体となる場合は、自校の下に組織を設け、適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者へ調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

教育委員会が調査主体となった場合は、その指示のもと、資料提出等、調査への協力をする。

6. 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画を見直し、予定を変更する場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム P D C Aサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 入学式・始業式 学級開き 始業式で「いじめ対策委員の紹介」 町別児童会 名札着用宣言 児童集会 あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（4～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観① 学級懇談会①の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会② 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「各学年の児童の様子交流」 生徒指導校内研修会① 「児童理解」「クラスマネジメントシートの活用法」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 縦割り活動グループ結成 憲法月間に係る取組 1年生を迎える会 児童集会 【6年】 修学旅行	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施①（3～6年）、結果の集約 	<ul style="list-style-type: none"> 「学校だより」で憲法月間についての啓発 個人懇談会① 学校運営協議会でのいじめに対する取組の説明①
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシートの結果の共有」 「記名式いじめアンケートの実施に向けて」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 引き渡し訓練 児童集会 【5年】 <ul style="list-style-type: none"> わくわく WORK ランド 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式アンケートの実施、学年集約 ももみなにここ週間（個別面談）① 	<ul style="list-style-type: none"> 休日参観 引き渡し訓練
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会④ 「記名式いじめアンケートの結果の共有」 「教育相談の結果の共有」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 町別児童会 終業式 児童集会 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休みの過ごし方の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会② 町別児童会
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① P D C Aサイクル」 生徒指導校内研修会② 「夏季研修（児童理解について）」 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① P D C Aサイクル」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 地域パトロール 始業式 	<ul style="list-style-type: none"> 地域パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 地域パトロール
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 生徒指導校内研修会③ 「児童理解」 「記名式アンケートの実施に向け 	【共通】 児童集会 【4年】 モノづくりの殿堂学習 【5年】 非行防止教室 【5年】 花背山の家長期宿泊学習	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケートの実施①、結果集約 	

	て」	【6年】薬物乱用防止教室		
10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑦ 職員会 「学校評価アンケートの結果の共有」① 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 児童集会 体育学習発表会 		<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会での学校評価アンケートの結果説明と評価①
11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 小中クリーンキャンペーン 音楽学習発表会 児童集会 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回記名式アンケートの実施、学年集約② ももみなにここ週間(個別面談)② 	<ul style="list-style-type: none"> 音楽発表会
12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑨ 「記名式いじめアンケートの結果の共有」 「教育相談の結果の共有」 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDC Aサイクル」 生徒指導校内研修会④ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDC Aサイクル」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 人権月間に関わる取組 学級活動 人権集会 町別児童会 児童集会 終業式 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施②(3~6年)、結果の集約 冬休みの過ごし方の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 人権月間「学校だより」で啓発 個人懇談会③
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑩ 「9月~12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートの結果の共有」 「無記名いじめアンケートの実施に向けて」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 始業式 児童集会 【6年】 演劇鑑賞教室	<ul style="list-style-type: none"> 無記名アンケートの実施(全年)、学年集約 	
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑪ 「無記名いじめアンケートの結果の共有」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 生徒指導校内研修会⑤ 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 作品展 無記名アンケートを受けての学級指導 児童集会 【5年】 音楽鑑賞教室	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケートの実施②、結果集約 	<ul style="list-style-type: none"> 新1年入学説明会で校長から講話 授業参観②・学級懇談会の中で保護者啓発
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDC Aサイクル」 職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDC Aサイクル」 「学校評価アンケートの結果の共有」② 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 6年生を送る会 町別児童会 卒業式 修了式 離任式 人権の取組のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全年) アンケート原本の保管(5年保存) 春休みの過ごし 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会での学校評価アンケートの結果説明と評価②

	「次年度の基本方針の確認」		方の指導	
--	---------------	--	------	--

※年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例会いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「自由参観」「学校運営協議会」

※年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。